

四日市市選管告示第8号

漁業法第94条において準用する公職選挙法第17条第2項の規定による投票区を廃止する告示を次のように定める。

令和3年6月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

漁業法第94条において準用する公職選挙法第17条第2項の規定による投票区を廃止する告示

漁業法第94条において準用する公職選挙法第17条第2項の規定による投票区（昭和29年四日市市選管告示第15号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

（選挙管理委員会事務局）